

○ やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて（平成 24 年 6 月 25 日障障発 0625 第 1 号  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）

（変更点は下線部）

新	旧
<p style="text-align: right;">障障発 0 6 2 5 第 1 号 平成 2 4 年 6 月 2 5 日 <u>一部改正 障 障 発 ※ 第 ※ 号</u> <u>平 成 ※ 年 ※ 月 ※ 日</u></p> <p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p style="text-align: center;">やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を 行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 6 の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。以下「やむを得ない事由による措置」という。）を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p>	<p style="text-align: right;">障障発 0 6 2 5 第 1 号 平成 2 4 年 6 月 2 5 日</p> <p>各 都道府県 障害保健福祉主管部（局）長 殿</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課長</p> <p style="text-align: center;">やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を 行った場合の単価等の取扱いについて</p> <p>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 21 条の 6 の規定に基づき、平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置（障害児通所支援の措置を行った場合に限る。以下「やむを得ない事由による措置」という。）を行った場合の単価等の取扱いについては、交付要綱等に定めることとしているが、その内容は下記のとおりであり、平成 24 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、管内市町村等に対して周知をお願いしたい。</p>

記

- 1 平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」に準じて算定した額（以下「障害児通所支援給付費基準額」という。）に食事提供加算を除いたもの及び法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額（以下「肢体不自由児通所医療費基準額」という。）に通所特定費用（児童発達支援センターに限る。）を合算した額とするものであること。
- 2 措置を行った場合は、速やかに障害児通所給付費等の通所給付決定を行うことができるように努めること。
- 3 法第 21 条の 6 の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）に要する費用の全部又は一部を徴収する金額（以下「通所利用者負担額」という。以下同じ。）については、別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担の額の算定に関する基準（以下「通所利用者負担額算定基準」という。））を適用することとし、市町村が扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から徴収するものとする。
- 4 複数の障害児通所支援又は障害児通所支援と障害福祉サービスについて、法第 21 条の 6 の措置を行ったことにより通所利用

記

- 1 平成 24 年 4 月 1 日以降、やむを得ない事由による措置を行った場合の費用の算定に当たっては、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）」に準じて算定した額（以下「障害児通所支援給付費基準額」という。）及び法第 21 条の 5 の 28 第 2 項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法により算定した額（以下「肢体不自由児通所医療費基準額」という。）を合算した額とするものであること。
- 2 措置を行った場合は、速やかに障害児通所給付費等の通所給付決定を行うことができるように努めること。
- 3 法第 21 条の 6 の措置（障害児通所支援に係るものに限る。）に要する費用の全部又は一部を徴収する金額（以下「通所利用者負担額」という。以下同じ。）については、別紙（やむを得ない事由による措置を行った場合の通所利用者負担の額の算定に関する基準）を適用することとし、市町村が扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から徴収するものとする。

者負担額算定基準に定める上限月額を超える場合には、通所利用者負担額算定基準の税額等による階層区分に応じた上限月額とすること。

5 同一の者が2人以上の被措置児童の主たる扶養義務者となる場合であって、通所利用者負担額算定基準に定める上限月額を超える場合には、通所利用者負担額算定基準の税額等による階層区分に応じた上限月額とすること。

6 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による通所利用者負担額は次により算定した額とすること。

通所利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額

7 公費の支弁については、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金から支弁すること。

8 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付児家第50号）に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合についても本通知の適用となるものであること。

ただし、この場合において2は該当しないものとし、費用徴収は免除の扱いとすること。

4 主たる扶養義務者が、他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、本制度による通所利用者負担額は次により算定した額とすること。

通所利用者負担額 = 本制度により算定した額 - 他の制度による費用徴収額

5 公費の支弁については、障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金から支弁すること。

6 「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付児家第50号）に基づき、里親及び小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童が障害児通所支援を受ける場合についても本通知の適用となるものであること。

ただし、この場合において2は該当しないものとし、費用徴収は免除の扱いとすること。